

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「春日部市」を「熊谷市、春日部市」に改める。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第十八条第二十四項第一号」の下に「、第四十三条第二項第一号」を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第二項第二号」に、「第八十五条第三項及び第五項」を「第八十五条第三項、第五項及び第六項」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第十四項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄の改正規定 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十七号）の施行の日

二 別表第二十三項第二号事務の欄の改正規定 公布の日